

各市町村障害福祉担当課長 殿

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響により養護者が不在となった障害児者への支援場所の確保について

平素は、障害福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、現在まで多くの感染者が確認されている中、自宅で生活している障害児者と同居する養護者等がコロナウイルス感染症を発症し入院した場合には、在宅障害児者への支援提供が求められることとなります。

そして、これらの支援体制の確保にあたっては、障害児者の生活を支える市町村において、その地域の医療、介護、福祉等の関係者らと協議して構築しておく必要があり、市町村においては養護者が不在となった障害児者への支援についてご検討いただいていることと存じます。

対象となる障害児者の利用している事業所等が一時的に別の場所で支援可能となった場合、まずは事業所等から障害児者の居住市町村にご相談いただくこととなりますので、各市町村で支援場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

なお、市町村で支援場所を確保できない場合に、対象となる障害児者が事業所等の支援員に支援していただきながら安心して生活できるよう、県において支援場所を確保しましたのでお知らせします。

記

- ◆開設日時：令和 2 年 1 1 月 1 日
- ◆支援場所：吉野郡吉野町内
- ◆定 員：4 名
- ◆対 象 者：在宅の障害児者

養護者がコロナウイルス陽性者となり入院し、養護者が不在となった障害児者（PCR検査の結果は陰性で、濃厚接触者として2週間の健康観察の間、あるいは養護者が退院するまでの間）

※事業所等から相談があり、市町村で支援場所がない場合は、下記までお問い合わせください。

奈良県福祉医療部障害福祉課
自立支援・療育係

TEL：0742-27-8513